## 郡山市地域密着型サービス等運営委員会の設置等に関する要綱

平成18年4月1日制定 平成20年4月1日一部改正 平成24年7月1日一部改正 平成27年4月1日一部改正 平成27年10月29日一部改正 (保健福祉部介護保険課)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項、第115条の14第6項及び第115条の22第4項に規定する措置として、郡山市地域密着型サービス等運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、地域密着型サービス等の適正な運営を確保し、もって介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 運営委員会は、郡山市介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)内に設置する。

(協議事務)

- 第3条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 地域密着型(地域密着型介護予防) サービス拠点の配置に関すること
  - (2) 地域密着型(地域密着型介護予防) サービス拠点整備事業者に関すること
  - (3) 地域密着型(地域密着型介護予防)サービス費に関すること
  - (4) 地域密着型(地域密着型介護予防)サービスに従事する人員配置基準に関すること
  - (5) 地域密着型(地域密着型介護予防) サービスの設備及び運営に関する基準に関すること
  - (6) 介護予防支援事業者に関すること
  - (7) その他必要と認める事項

(委員の構成)

第4条 運営委員会は、介護保険運営協議会の委員で構成する。

(会長及び副会長)

- 第5条 運営委員会に会長及び副会長を1名置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を掌理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 運営委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議において、第3条第2号に規定する地域密着型サービス事業者等に関する事項の協議を行う際に、委員が当該事業所の設置者(設置希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは構成員である場合は、その委員を当該事項の協議に係る会議から除くものとする。
- 4 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (任期)
- 第7条 運営委員会の委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期とする。 (庶務)
- 第8条 運営委員会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。
  - この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行する。